

別府市議会市民と議会との対話集会等実施要綱

制定 平成28年3月31日

別府市議会告示第1号

改正 令和7年5月16日

別府市議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市議会基本条例（平成28年別府市条例第23号）第8条第2項の規定に基づき、市民と議会との対話集会等（以下「対話集会等」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施時期)

第2条 対話集会等は、原則2年(常任委員会の任期)に1回又は必要に応じて実施するものとし、その日程は、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）において、決定する。

(実施場所)

第3条 対話集会等の実施場所は、市内において参加者の利便性を考慮し、委員会において決定する。

(内容)

第4条 対話集会等の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 議会からの報告（議決内容、活動状況）

(2) 市民又は各種団体（教育機関を含む。以下同じ。）との意見交換

2 前項第2号の意見交換は、あらかじめテーマを設け、当該テーマについて行うものとする。

(実施体制)

第5条 対話集会等は、班を編成し、班において実施するものとし、議長を除く議員は、いずれかの班に属するものとする。

2 班は、常任委員会に基づいて編成する。ただし、委員会は、必要に応じ、本文に規定する編成以外の編成を決定することができるものとする。

3 議長は、原則として全ての対話集会等に出席するものとする。ただし、

公務等のため出席できないときは、副議長が代わって出席するものとする。

4 班に班長及び副班長 1 人を置き、班に属する議員の互選により決定する。

5 班長は、班が実施する対話集会等を総括する。

6 副班長は、班長を補佐する。

7 班に次の各号に掲げる担当者を置き、当該各号に定める事項を担当させるものとする。

(1) 司会 班長の指示に従い、司会進行を行うこと。

(2) 報告 議決の内容及び議会の活動状況等について報告を行うこと。

(3) 記録 対話集会等の内容を要点筆記により記録すること。

(4) 受付誘導 実施場所の受付及び誘導を行うこと。

(5) 駐車場整理 実施場所の駐車場内の整理を行うこと。

(6) 記録写真 対話集会等の記録写真の撮影を行うこと。

8 議長及び班長は、必要に応じ、班に属する議員以外の議員に対話集会等への出席を要請することができる。

(広報)

第 6 条 対話集会等の参加者を公募するときは、広く市民等の参加を促すため、べっぷ市議会だより、市議会公式ホームページ等により周知するものとする。

(配布資料)

第 7 条 対話集会等で使用する資料は、各班共通のものを使用するものとし、委員会において作成する。ただし、議長又は班長が必要と認めたものについては、別途配布できるものとする。

(進行)

第 8 条 対話集会等の実施時間は、概ね 1 時間 30 分程度とし、その進行は、次のとおりとする。

(1) 開会の挨拶

(2) 議会からの報告

(3) 議会からの報告に対する質疑応答

(4) 市民又は各種団体との意見交換

(5) 閉会の挨拶

- 2 前項第1号の挨拶は、議長が行うものとする。ただし、第5条第3項ただし書の規定により副議長が出席するときは、副議長が行うものとする。
- 3 第1項第3号の質疑応答については、班に属する議員全員で行うものとする。
- 4 その他進行に関し必要な事項は、各班において決定するものとする。

(報告)

第9条 対話集会等終了後、各班の班長は、報告書を委員会の委員長に提出するものとする。

- 2 委員会の委員長は、各班の班長から提出された報告書を取りまとめ、議長に提出するものとする。

(市民等からの意見、要望等への対応)

第10条 議会に対する意見、要望等で重要と認められるものは、議長が取りまとめて対応するものとする。

- 2 市政に対する意見、要望等で議長が特に必要と認めるものは、所管の常任委員会の委員長と協議の上、所管事務調査を行うものとする。
- 3 議長は、前項の所管事務調査の結果で特に重要と認められるものについては、市長に提言を行うことができるものとする。

(報告等の公表)

第11条 議長は、第9条第2項に規定する報告の内容及び前条第3項の提言を別府市議会公式ホームページで公表するものとする。

(議員派遣の手続)

第12条 対話集会等の実施に当たり、議員を派遣する場合は、別府市議会会議規則（昭和46年別府市議会規則第1号）第167条の規定により議員派遣の手続を取るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長及び委員会の委員長が協議し別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。